平成２２年（フ）第３１９９号
福岡市博多区東比恵３丁目16番26―102号
債務者　蓑田　秀行
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２０９号
福岡市早良区小田部７丁目３番15号
債務者　村瀬めぐみ
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２１３号
福岡市城南区城西団地２番505号
債務者　武藤　睦子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２２０号
福岡市中央区警固２丁目11番19号
債務者　西村　善信
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２２３号
福岡市東区松香台１丁目３番31―202号
債務者　島本　穣二
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２６０号
福岡市東区香椎浜２丁目３番２―1106号
債務者　竹浦　辰巳
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３４２号
福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘３丁目６番21号
債務者　原　美津子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６９号
新潟県南魚沼市上原461番地
債務者　河邉　浩之
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
新潟県見附市緑町３番５号
債務者　清水美佐枝
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３１４１号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　321号棟209号室
債務者　長戸いづみ
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３４０号
名古屋市西区天神山町１番21号　タチバナスカイビル６Ｂ号
債務者　安田紫瑞子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４３８号
名古屋市守山区四軒家２丁目501番地　ネオグランデ藤ヶ丘801号
債務者　大沼　　晃
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４６７号
愛知県豊明市三崎町社11番地２
債務者　平岩　克文
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４７３号
愛知県日進市浅田町平子４番地372　和合ガーデンハイツ202
債務者　安達　　肇
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５２８号
名古屋市名東区本郷３丁目41番地　高柳マンション306号
債務者　田中　俊也
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０３号
滋賀県甲賀市水口町山3919番地101
債務者　中西　憲治
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１０号
大津市際川３丁目３番17号、前住所大津市雄琴５丁目１番10号　湖琴マンション106号
債務者　辻　　敏子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３４０号
大阪市淀川区西中島２丁目４番12号
債務者　馬渕　佳代
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部